

(様式5)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

		資料番号		7	担当課	保健福祉課又は地域福祉課
法令名	社会福祉法	根拠条項	46条2項	許認可等の内容	社会福祉法人の解散の認可	
<p>[社会福祉法(昭和26年3月29日法律第45号)]</p> <p>(解散事由)</p> <p>第46条 社会福祉法人は、次の事由によつて解散する。</p> <p>(1) 理事の3分の2以上の同意及び定款でさらに評議員会の議決を要するものと定められている場合には、その議決</p> <p>(2) 定款に定めた解散事由の発生</p> <p>(3) 目的たる事業の成功の不能</p> <p>(4) 合併</p> <p>(5) 破産</p> <p>(6) 所轄庁の解散命令</p> <p>2 前項第1号又は第3号に掲げる事由による解散は、所轄庁の認可又は認定がなければ、その効力を生じない。</p> <p>3 清算人は、第1項第2号又は第5号に掲げる事由によつて解散した場合には、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。</p> <p>4 第31条第4項の規定は、第2項の規定による認可又は許可の申請に準用する。</p>						